

意見陳述書

2025（令和7）年3月7日

原告

原告を代表し、陳述する機会をいただき、ありがとうございます。
3つの要点で話します。

最初に「そもそもなぜ、我々は提訴したか」。
我々は提訴マニアではありません。私も須永さんも裁判は初体験です。
更に、羽田空港の機能を、一時的に又は全面的に、制限することを、我々は求めているわけではありません。

「現在のダイヤ、一時間に46回の離陸/44回の着陸であれば、羽田に関しては、羽田新ルート運用とは別の合理的な選択肢が、つまり航空法1条の目的条項を満たし尽くす手法が、さまざまあり得る」との提案です。

例えば、①成田空港に現時点で存在する空枠をフルに使う、②茨城や静岡空港へ一部分散、③後方乱気流間隔の短縮により、航空機間の飛行間隔を「世界的に狭める」運用を、羽田/成田で更に活用する、④海上保安庁の羽田特殊救難基地を他空港へ移転させる、など。
これらを組合せ改良して実行すれば、羽田新ルート運用開始前から23区西部や川崎に居住する住民に、何一つ迷惑掛けることなく、首都圏空港の増便（離陸46回/着陸44回）は可能と、原告第三準備書面で説明しました。ご理解いただけませんか？

そして、羽田新ルート運用により住民たちに重大な権利侵害が生じています。
港区役所が取り纏めた資料（「羽田空港機能強化のご意見募集の結果」）に、住民からの苦情や意見が743件掲載あります。この資料を徹底検証する機会をいただけませんか？生活妨害の有無を判断するにあたり、重要な行政資料だと私は信じます。

特に悲痛な住民の訴えを、ここで3件紹介します。
201番（40代、高輪） 航路の騒音は住宅街では音が反響し、耐え難く気が狂いそうである。大型機の金属音に恐怖をおぼえる。
731番（区内在住）白金高輪駅近くのマンションに住んでいますが、…都心飛行ルートの…騒音で飛行中は気が狂いそうになります
738番（30代）騒音がひどくて気が狂いそうです。飼い犬も音に反応して吠えています。

更に「騒音がひどい」との検索で、区役所の報告文書ながら33件存在します。
1番、43番、190番、194番、203番、210番、254番、288番、290番、336番
411番、415番、422番、432番、448番、456番、485番、488番、497番、508番
512番、529番、539番、563番、585番、592番、627番、652番、677番、694番
702番、710番、738番

次に「なぜ、控訴するのか」
こうした原告主張は、被告の立場では受け入れ難いでしょう。だから裁判の間では争点になるで

しょう。

では、争点の解明につき、第1審はどう取り扱ったか、一例を紹介します。

22年3月13日、渋谷区初台駅北側で、空から氷塊が落下した件です。

原告/弁護団は、第一目撃者とコンタクトし、私も面談に同席しました。

彼が目撃した「空から氷塊が落下した」ことの補強目的で、当日の東京に雹が降るはずはないことを、私が公開資料を探し出し、アメダスの数値、雨雲レーダーや気象衛星の写真等を発見、提出しました（甲156～160）。

にもかかわらず判決文 p47 6-8 行目によると、「当該氷塊が本件経路を航行する航空機からの落下物である可能性は否定しきれない」としつつ「このことを断定するに足りる的確な証拠」はない、だそうです。

この判決文を書くにあたり、述べ12回開催された進行協議の場であっても、初台の氷塊落下に関連し、裁判体から、原告主張や書証に対する補充を求めるような訴訟指揮は何一つありません。行政裁判において、航空機由来の氷塊落下と裁判所が蓋然性を認定するため、被告側でなく原告側が用意すべき、適確な証拠とはどんなものか、ぜひ教えてください。

前述の体験事実を持つ私だから、一審判決に、怒り心頭、納得できません。真正に成立している各種書面を提出したにも関わらず、それらは事実認定にさほど反映されてない、と感じるからです。（紹介した2件とも、危険は既に現実化してると、推認できないのでしょうか？）

最後に「羽田空港の過去の裁判事例」について。

江戸川区の広報によれば、昭和48年1月25日に、江戸川区を縦断する着陸飛行経路を巡る東京地裁での裁判で、原告と被告の協議が成立。飛行経路を変更し、現行の海上着陸飛行経路による運用が始まった契機になりました。

また、昭和63行ウ201の京浜島での事例。東京高裁で、釈明準備命令への被告の文書回答に、「新C滑走路の供用開始された後は、原則として、京浜島の上空を飛行機は飛行しないこととなる」との文言が入り、控訴取り下げとなった事例です。

つまり、羽田空港の飛行経路に係る裁判は、事実審段階で「飛行経路の変更を被告が行って終わる」事実がある、と原告は把握し、事実審段階で飛行経路変更を被告が実行する故事に準じた決着を本件でも期待するとお伝えし、私の陳述を終わります。